

# 大槌町水道未普及地区対策事業補助金

## ① 対象となる方

1. 水道未普及地区において、自己の居住に供する住宅の飲料水等の確保が困難な方。
2. 町税の滞納がない方。

## ② 対象となる経費

1. 水源確保工事費（井戸を掘削するボーリング工事や山水から給水する工事、水質検査費用）
2. ポンプ設置工事費（ボーリングを行った箇所からポンプで水を汲み上げて住宅に給水する工事）
3. 貯水施設設置工事費（常時十分な水量を確保出来ない場合に貯水槽を設置する工事）
4. 浄水機器設置工事費（安全な水質を保つために機器を設置する工事）
5. 上記機器設置に係る電気工事費
6. 水源を居住する住地以外の土地に確保する場合、水源から当該宅地境界までの範囲の配管工事費

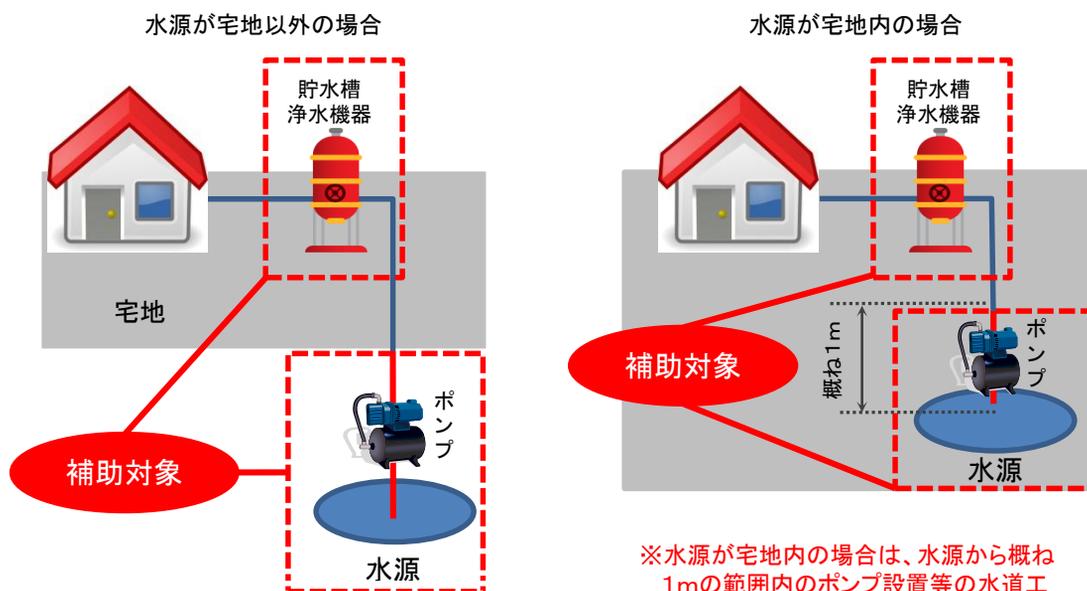
## ③ 対象とならない経費

1. 宅地内に布設する給水管及び住宅内の給水装置の工事費（蛇口や給湯器等）
2. 営利を目的とする不動産事業に供する住宅整備に伴う水道工事費
3. 既設設備の更新費用（貯留施設や浄水機器、ポンプ類の更新）

## ④ 補助金の額

補助金の額は、対象経費を合算して得た額（消費税等相当額は除く）とし、100万円を限度とする。

### 【参考】 対象となる工事



※水源が宅地以外の場合は、水源から当該宅地境界までの範囲内のポンプ設置等の水道工事費が補助対象。

※水源が宅地内の場合は、水源から概ね1mの範囲内のポンプ設置等の水道工事費が対象。

## ⑤ 申請の流れ

### ①事前調査・相談

①水道工事に着手する前に、水の使用状況等の事前調査を行うとともに、予定している工事について、事前に上下水道課に相談をお願いします。

### ②補助金の申請

②上下水道課へ補助金の申請をします。補助金の申請者は本人あるいは同居の親族となります。

#### 【補助金申請書の添付書類】

- (1) 付近見取り図、工事見取り図
- (2) 工事見積書、工事内訳書
- (3) 現在の状況が確認できる書類
- (4) 完納証明書(未納がないことの証明書)  
→ただし、(1)・(2)の書類については、水道業者が作成したものに限りま。

### ③審査・内示

③上下水道課で、申請内容の審査及び現地調査を行い、認められた場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。

※工事は補助金の交付決定日以降でなければ着手出来ません。  
※交付決定額は工事の実績により、変更となる場合があります。

### ④施工・完成

④工事を施工し、完成後に上下水道課へ完成報告書を提出します(工事内容に変更が生じた場合は、事前に補助金の変更申請が必要です)。これを受けて、上下水道課で工事内容が適正であるか、完成検査を実施します。

#### 【完成報告書提出時の添付書類】

- (1) 完成図書(水質検査結果書の写し)
- (2) 対象経費の請求書、工事内訳書
- (3) 工事施工写真

### ⑤交付決定

⑤完成検査の実施後、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付します。

※今回の通知に記載される交付決定額がお客様に支払われる補助金の額となります。

### ⑥請求・振込

⑥補助金の交付決定後、お客様の請求に基づき、指定された口座に補助金を振り込みます。



## ⑥申請・相談窓口

大槌町役場 2F 上下水道課 (上町1-3)  
TEL: 0193-42-8719  
FAX: 0193-42-2030

※ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。